

(別紙1)

外部監査における指摘事項の措置通知書

産業経済部 観光・国際交流課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>◆物品の管理について(1)(たな卸し確認表の取得価格)(P.140)</p> <p>地方公会計の整備促進については、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が総務省から示され、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を作成するべく、固定資産台帳の整備を進めることが要請されている。</p> <p>松山市では、基本的に「たな卸し確認表」の取得価格に基づき固定資産台帳に記載することになっている一方、鹿島における「たな卸し確認表」の取得価格について、同種物件の取得価格の合計金額を、これを構成する個々の取得価格として登録していた(図表【3-3-40】及び「(iv)検出事項 b.財産管理」参照)。</p> <p>なお、松山市では、再調査を行い、価格の誤登録であると認められた物品について、平成28年11月に固定資産台帳を修正した。</p>	<p>◆物品の管理について(1)(たな卸し確認表の取得価格)(P.140)</p> <p>往査で指摘を受けたのち、鹿島にある備品等をすべて再調査し、価格の誤登録であると認められた物件については、平成28年11月に固定資産台帳を修正した。</p> <p>今後も台帳登録時に誤りがないよう適切に管理を行う。</p>

(別紙1)

外部監査における指摘事項の措置通知書

産業経済部 観光・国際交流課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>◆金券の管理について(1)(渡船券の様式)(P.140)</p> <p>「周遊乗船券」は鹿島公園渡船施設使用料条例施行規則第5条で定められた渡船券等の様式ではない。</p> <p>また、複写式でないため、何らかの事情により乗船客との取引どおりに「周遊乗船券」の記載がなされなかった場合、「周遊乗船券」の記載の正確性を検証することが不可能である。さらに、「周遊乗船券」に連番が付されていないため、「周遊乗船券」の作成の網羅性や収受額の網羅性の検証も困難である。これを防止するため、複写式(客に渡す領収書との複写式)で連番の渡船券を作成し、次のように運用することを検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 船長は客から現金収受時に領収書として1部渡す。</li><li>② 船長は渡船事務所窓口担当者に現金とともに渡船券の複写控を渡す。</li><li>③ 渡船事務所窓口担当者は渡船券の連番を確認し、複写控から「売上項目別日計表」に集計する。</li></ol> <p>なお、松山市は、平成28年11月より、鹿島公園渡船施設使用料条例施行規則第5条で定められた渡船券等の様式の渡船券(複写式)を使用することとした。</p>	<p>◆金券の管理について(1)(渡船券の様式)(P.140)</p> <p>周遊乗船券については、鹿島公園渡船施設使用料条例施行規則第5条で定められた様式に連番を付したものを複写式で作成し、平成28年11月から使用している。</p> <p>また、周遊乗船券の運用についても、新たな乗船券の使用に併せ、ご指摘どおりの方法で実施中である。</p>

(別紙1)

外部監査における指摘事項の措置通知書

産業経済部 観光・国際交流課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>◆金券の管理について(2)(渡船券の取扱) (P.141)</p> <p>①日々の保管 「検出事項 c. 渡船券の保管」について、渡船券は金券であるため、販売が見込まれる分だけ、毎日金庫等から取り出し、それ以外の渡船券は、営業時間内であるか営業時間外であるかにかかわらず施錠可能な金庫等に保管しなければならない。</p> <p>なお、松山市では、今回監査の指摘を受け、平成 28 年 8 月に全ての渡船券を施錠可能なロッカー内で保管し、常時施錠するようになった。</p> <p>②受払い記帳 「検出事項 e. 渡船券の受払い記帳」について、受入・払出数が正確に記帳されなければ正確な帳簿残高が把握できないため、実際のたな卸し数との照合ができず、管理上問題がある。</p> <p>現物管理を有効に実施するために、受入・払出数は網羅的に記帳する必要がある。</p> <p>なお、松山市は平成 28 年 11 月より、「諸券現在高報告書」の記帳者と確認者を分け、「諸券現在高報告書」での受払い記帳の正確性を期すようになった。</p> <p>③たな卸し 「検出事項 f. 渡船券のたな卸し」について、収入の網羅性の確保、金券の不正使用の防止・発見の観点から、渡船券の定期的なたな卸しを行うべきである。少なくとも、受託者の月次報告時には受託者又は市は渡船券のたな卸しを実施する必要がある。なお、受託者がたな卸しを実施した場合、市はこの実施状況を立会、抜き打ち検査等により確かめる必要がある。</p> <p>なお、松山市は平成 28 年 11 月より、月次でたな卸しを行うこととしたとのことである。</p>	<p>◆金券の管理について(2)(渡船券の取扱) (P.141)</p> <p>①往査で指摘を受け、平成 28 年 8 月に全ての渡船券を施錠可能なロッカー内で保管し、常時施錠するようにした。また、平成 28 年 12 月に金庫を購入し、より適切に公金の管理をしている。</p> <p>②平成 28 年 11 月から、「諸券現在高報告書」の記帳者と確認者を分け、「諸券現在高報告書」での受払い記帳の正確性を期すようにしている。</p> <p>③平成 28 年 11 月から、月次でたな卸を行っている。直近では、平成 29 年 6 月 19 日に抜き打ち検査を実施した。</p>